

# 社会福祉法人同仁会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援すること、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 救護施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営
- (ニ) 太田市養護老人ホームの受託経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヘ) 指定特定相談支援事業の経営
- (ト) 指定障害児相談支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人同仁会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を群馬県太田市八幡町27番地7に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。ただし評議員には、別に定める規程により費用を弁償することができる。

## 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は、記名押印する。

## 第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁氣的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（該当事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 顧問

第29条 この法人に顧問を1名置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員任期に準ずる。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及

び収益事業用財産の4種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸 1321 番地 1 太陽の家敷地  
(5,038 平方メートル)
- (2) 群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸 1321 番地 2 太陽の家敷地  
(604 平方メートル)
- (3) 群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸 1321 番地 1 所在の救護所鉄骨造銅板葺平家建  
太陽の家 1 棟 (1,548.35 平方メートル)
- (4) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 53 鶴生田園敷地  
(1,745.98 平方メートル)
- (5) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 74 鶴生田園敷地  
(3,934.10 平方メートル)
- (6) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 157 鶴生田園敷地  
(238 平方メートル)
- (7) 群馬県太田市鶴生田町乙 280 番地鶴生田園敷地  
(46 平方メートル)
- (8) 群馬県太田市鶴生田町 281 番地 1 鶴生田園敷地  
(841 平方メートル)
- (9) 群馬県太田市鶴生田町 282 番地 1 鶴生田園敷地  
(168 平方メートル)
- (10) 群馬県太田市大字鶴生田町乙 282 番地鶴生田園敷地  
(23 平方メートル)
- (11) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 75 鶴生田園敷地  
(297 平方メートル)
- (12) 群馬県太田市鶴生田町 283 番地 2 鶴生田園敷地  
(320 平方メートル)
- (13) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 78 鶴生田園敷地  
(495 平方メートル)
- (14) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 166 鶴生田園敷地  
(81 平方メートル)
- (15) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 74 所在の養護所、鉄筋コンクリート・鉄骨造  
瓦・銅板葺平家建 鶴生田園 1 棟 (2,943.56 平方メートル)
- (16) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 74 所在の霊安室、鉄筋コンクリート造瓦葺平  
家建鶴生田園 1 棟 (38.18 平方メートル)
- (17) 群馬県邑楽郡大泉町大字古海字原前 2001 番地の養護所、鉄筋コンクリート造  
瓦葺陸屋根平家建 大泉園 1 棟 (3,357.56 平方メートル)
- (18) 群馬県邑楽郡大泉町大字古海 2001 番地所在の機械室、霊安室鉄筋コンクリ  
ート造陸屋根平家建 大泉園 1 棟 (44.00 平方メートル)
- (19) 群馬県太田市牛沢町 155 番地 1 みづほの里デイサービスセンター敷地  
(946.73 平方メートル)

- (20) 群馬県太田市牛沢町 155 番地 2 みづほの里デイサービスセンター敷地  
(313.05 平方メートル)
- (21) 群馬県太田市牛沢町 154 番地 2 みづほの里デイサービスセンター敷地  
(17.94 平方メートル)
- (22) 群馬県太田市牛沢町 155 番地 1 所在の養護所、鉄筋コンクリート造瓦銅板葺地  
下 1 階地上 3 階建みづほの里 1 棟 (6913.37 平方メートル)  
(特別養護老人ホームみづほの里)  
地下 1 階 276.68 平方メートル  
1 階 4,481.92 平方メートル  
2 階 1,439.14 平方メートル  
3 階 715.63 平方メートル  
(みづほの里デイサービスセンター)  
1 階 506.95 平方メートル  
2 階 13.50 平方メートル
- (23) 群馬県太田市牛沢町 156 番地 1 みづほの里敷地  
(2,189 平方メートル)
- (24) 群馬県太田市牛沢町 156 番地 2 みづほの里敷地  
(980 平方メートル)
- (25) 群馬県太田市富沢町 113 番地 1 みづほの里敷地  
(952 平方メートル)
- (26) 群馬県邑楽郡大泉町大字古海字原前 2001 番地所在の事務所、鉄骨造瓦葺平家  
建 1 棟 (137.76 平方メートル)
- (27) 群馬県太田市富沢町 114 番地 2 みづほの里敷地  
(991.66 平方メートル)
- (28) 群馬県邑楽郡大泉町西小泉 5 丁目 2631 番地 32 の 1 所在の養護所、鉄骨造 5 階  
建愛 1 棟 (3,895.82 平方メートル)  
(大泉町在宅介護支援センター 愛)  
1 階 564.94 平方メートル  
(西小泉デイサービスセンター 愛)  
2 階 1,045.26 平方メートル  
(ショートステイ 愛)  
3 階 999.22 平方メートル  
(グループホーム 愛)  
4 階 999.22 平方メートル  
(面会室)  
5 階 287.18 平方メートル
- (29) 群馬県邑楽郡大泉町西小泉 5 丁目 2631 番地 29 愛の敷地  
(727.27 平方メートルのうち 7/8 所有)
- (30) 群馬県邑楽郡大泉町西小泉 5 丁目 2631 番地 30 愛の敷地  
(390.36 平方メートルのうち 7/8 所有)

- (31) 群馬県邑楽郡大泉町西小泉 5 丁目 2631 番地 31 愛の敷地  
(393.38 平方メートルのうち 7/8 所有)
- (32) 群馬県邑楽郡大泉町西小泉 5 丁目 2631 番地 32 愛の敷地  
(694.21 平方メートルのうち 7/8 所有)
- (33) 群馬県邑楽郡大泉町西小泉 5 丁目 2631 番地 96 愛の敷地  
(482.36 平方メートルのうち 7/8 所有)
- (34) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番地 165 鶴生田園の敷地  
(206 平方メートル)
- (35) 群馬県邑楽郡大泉町寄木戸 1321 番地 3 太陽の家の敷地  
(390 平方メートル)
- (36) 群馬県太田市寺井町 571 番 1 ゆう愛デイサービスセンターの敷地  
(1,592.63 平方メートル)
- (37) 群馬県太田市寺井町 572 番 1 ゆう愛デイサービスセンターの敷地  
(1,382.37 平方メートル)
- (38) 群馬県太田市寺井町 571 番 1 所在のデイサービスセンター・老人福祉施設、  
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建ゆう愛 1 棟  
(2434.76 平方メートル)
- 1 階  
特別養護老人ホームゆう愛・小規模多機能ホームゆう愛  
1668.62 平方メートル  
ゆう愛デイサービスセンター  
698.14 平方メートル
- 2 階  
宿直室 68 平方メートル
- (39) 群馬県太田市鶴生田町 1970 番 104 特別養護老人ホーム鶴生田園の敷地  
(45.66 平方メートル)
- (40) 群馬県太田市寺井町 560 番 4 特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(184.75 平方メートル)
- (41) 群馬県太田市寺井町 560 番 5 特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(21.26 平方メートル)
- (42) 群馬県太田市寺井町 561 番特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(631.00 平方メートル)
- (43) 群馬県太田市寺井町 562 番特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(555.00 平方メートル)
- (44) 群馬県太田市寺井町 563 番特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(829.00 平方メートル)
- (45) 群馬県太田市寺井町 564 番特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(809.00 平方メートル)
- (46) 群馬県太田市寺井町 565 番特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(1,038.00 平方メートル)

- (47) 群馬県太田市寺井町 566 番 1 特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(825.00 平方メートル)
- (48) 群馬県太田市寺井町 567 番特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(181.00 平方メートル)
- (49) 群馬県太田市寺井町 569 番特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(981.00 平方メートル)
- (50) 群馬県太田市寺井町 465 番 5 特別養護老人ホームゆう愛の道路用地  
(63.38 平方メートル)
- (51) 群馬県太田市寺井町 465 番 6 特別養護老人ホームゆう愛の道路用地  
(2.91 平方メートル)
- (52) 群馬県太田市寺井町 466 番 2 特別養護老人ホームゆう愛の道路用地  
(4.63 平方メートル)
- (53) 群馬県太田市寺井町 466 番 3 特別養護老人ホームゆう愛の道路用地  
(13 平方メートル)
- (54) 群馬県太田市寺井町 473 番 2 特別養護老人ホームゆう愛の道路用地  
(16 平方メートル)
- (55) 群馬県太田市寺井町 473 番 3 特別養護老人ホームゆう愛の道路用地  
(11 平方メートル)
- (56) 群馬県太田市寺井町 565 番 2 特別養護老人ホームゆう愛の敷地  
(126.30 平方メートル)
- (57) 群馬県太田市富沢町 114 番 1 特別養護老人ホームみづほの里の敷地  
(1,185.86 平方メートル)
- (58) 群馬県太田市富沢町 115 番 3 特別養護老人ホームみづほの里の敷地  
(960.61 平方メートル)
- (59) 群馬県邑楽郡大泉町大字古海字原前 346 番 1 (3,079 平方メートル)  
(内、公衆用道路 92 平方メートル) 特別養護老人ホーム大泉園の駐車場用地
- (60) 群馬県邑楽郡大泉町大字古海字原前 347 番 4(472 平方メートル)  
特別養護老人ホーム大泉園の駐車場用地
- (61) 群馬県邑楽郡大泉町大字古海字原前 370 番 1(160 平方メートル)  
特別養護老人ホーム大泉園の駐車場用地
- (62) 群馬県太田市八幡町 27 番 7 所在のデイサービスセンター、鉄筋コンクリート  
造陸屋根 5 階建て (3,743.99 平方メートル)
  - 1 階 1040.26 平方メートル
  - 2 階 1010.44 平方メートル
  - 3 階 1010.44 平方メートル
  - 4 階 615.19 平方メートル
  - 5 階 67.66 平方メートル
- (63) 群馬県太田市八幡町 27 番 7 八幡敷地  
(2,314.28 平方メートル)

- (64) 群馬県太田市八幡町 28 番 21  
八幡駐車場用地 (211 平方メートル)
- (65) 群馬県太田市八幡町 28 番 22  
八幡駐車場用地 (211 平方メートル)
- (66) 群馬県太田市八幡町 28 番 23  
八幡駐車場用地 (168 平方メートル)
- (67) 群馬県太田市八幡町 28 番 24  
八幡駐車場用地 (208 平方メートル)
- (68) 群馬県太田市八幡町 28 番 31  
八幡駐車場用地 (115 平方メートル)
- (69) 群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸 1325-2 (373 平方メートル) 救護施設太陽の家敷地
- (70) 群馬県邑楽郡大泉町寄木戸 1325-13 (871 平方メートル) 救護施設太陽の家敷地
- (71) 群馬県邑楽郡大泉町寄木戸 1325-14 (637 平方メートル) 救護施設太陽の家敷地
- (72) 群馬県太田市新田赤堀町 128 番地 1  
ささら子の里 1 棟鉄骨造陸屋根 3 階建 (2718.77 平方メートル)  
1 階 1,372.91 平方メートル  
2 階 1,250.58 平方メートル  
3 階 95.28 平方メートル  
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 57.00 平方メートル
- (73) 群馬県太田市新田赤堀町 127 番の一部ささら子敷地 (609.437 平方メートル)
- (74) 群馬県太田市新田赤堀町 128 番 1 の一部ささら子敷地 (2,664.970 平方メートル)
- (75) 群馬県太田市新田赤堀町 128 番 2 の一部ささら子敷地 (1,917.000 平方メートル)
- (76) 群馬県太田市新田赤堀町 128 番 4 の一部ささら子敷地 (122.371 平方メートル)
- (77) 群馬県太田市新田赤堀町 128 番 5 の一部ささら子敷地 (60.113 平方メートル)
- (78) 群馬県太田市新田反町町 871 番 1 の一部ささら子敷地 (651.000 平方メートル)
- (79) 群馬県太田市新田野井町 474 番 1 所在のデイサービスセンター、鉄骨造陸屋根・ストレートぶき 2 階建  
1 階 490.30 平方メートル  
2 階 426.91 平方メートル
- (80) 群馬県太田市新田野井町 474 番 1 デイサービスセンターぐるっぺ敷地 (679.00 平方メートル)
- (81) 群馬県太田市新田野井町 474 番 3 デイサービスセンターぐるっぺ敷地 (787.83 平方メートル)
- (82) 群馬県太田市新田野井町 479 番 5 デイサービスセンターぐるっぺ敷地 (295.63 平方メートル)
- (83) 群馬県太田市新田野井町 479 番 6 デイサービスセンターぐるっぺ敷地 (12.70 平方メートル)
- (84) 群馬県太田市新田野井町 479 番 7 デイサービスセンターぐるっぺ敷地 (23.11 平方メートル)

(85) 群馬県太田市新田市野井町 479 番 8 デイサービスセンターぐるっぺ敷地  
(85.36 平方メートル)

(86) 群馬県太田市新田市野井町 479 番 9 デイサービスセンターぐるっぺ敷地  
(178.04 平方メートル)

(87) 群馬県太田市新田反町町 725 番 1 デイサービスセンターぐるっぺ敷地  
(228.00 平方メートル)

(88) 群馬県太田市新田反町町 725 番 3 デイサービスセンターぐるっぺ敷地  
(29.70 平方メートル)

(89) 群馬県太田市新田赤堀町 128 番 3 ささら子敷地 (111.000 平方メートル)

(90) 群馬県太田市新田赤堀町 137 番 10 ささら子敷地 (32 平方メートル)

(91) 群馬県太田市新田赤堀町 137 番 7 ささら子敷地 (634.000 平方メートル)

(92) 群馬県太田市新田赤堀町 138 番 1 ささら子敷地 (577.000 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 38 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは理事会及び評議員会の承認を得て群馬県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、群馬県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係わる担保に限る。）

#### (資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業

- (2) 訪問入浴介護の事業
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の事業
- (4) 地域包括支援センターの事業
- (5) 訪問看護の事業
- (6) 診療所の経営
- (7) 福祉有償運送の事業
- (8) 認可外保育施設の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 隣接商業施設に対する法人所有施設の賃貸
- (2) 配食サービス事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第10章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 1 1 章 定款の変更

### (定款の変更)

第 4 3 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、群馬県知事の認可（社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

## 第 1 2 章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第 4 4 条 この法人の公告は、社会福祉法人同仁会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第 4 5 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	穂 積 照 雄
理 事	根 岸 豊 次
同	谷 津 義 男
同	渡 部 作
同	真 下 泰 司
同	木 下 統
同	市 川 修 司
同	小 島 洋 一
同	和 田 正 一
監 事	石 井 武
同	野 原 昭 二

## 附 則

この定款は、昭和 5 2 年 1 2 月 3 日から施行する。

1. 昭和 5 5 年 2 月 1 6 日一部改正
2. 昭和 6 3 年 4 月 1 日一部改正
3. 平成 4 年 4 月 2 7 日一部改正
4. 平成 4 年 6 月 1 0 日一部改正

5. 平成 6 年 1 月 6 日一部改正
6. 平成 8 年 9 月 25 日一部改正
7. 平成 13 年 8 月 16 日一部改正
8. 平成 14 年 3 月 5 日一部改正
9. 平成 14 年 3 月 29 日一部改正
10. 平成 15 年 8 月 11 日一部改正
11. 平成 16 年 5 月 27 日一部改正
12. 平成 17 年 5 月 30 日一部改正
13. 平成 17 年 11 月 29 日一部改正
14. 平成 18 年 3 月 30 日一部改正
15. 平成 18 年 5 月 29 日一部改正
16. 平成 19 年 3 月 29 日一部改正
17. 平成 19 年 11 月 28 日一部改正
18. 平成 20 年 3 月 6 日一部改正
19. 平成 20 年 5 月 29 日一部改正
20. 平成 21 年 3 月 28 日一部改正
21. 平成 22 年 5 月 26 日一部改正
22. 平成 23 年 5 月 30 日一部改正
23. 平成 23 年 11 月 29 日一部改正
24. 平成 24 年 3 月 28 日一部改正
25. 平成 24 年 12 月 4 日一部改正
26. 平成 25 年 3 月 28 日一部改正
27. 平成 26 年 1 月 31 日一部改正
28. 平成 26 年 3 月 27 日一部改正
29. 平成 26 年 7 月 24 日一部改正
30. 平成 26 年 8 月 11 日一部改正
31. 平成 27 年 3 月 30 日一部改正
32. 平成 27 年 5 月 28 日一部改正
33. 平成 28 年 2 月 10 日一部改正
34. 平成 28 年 8 月 10 日一部改正
35. 平成 28 年 9 月 29 日一部改正
36. 平成 28 年 12 月 9 日一部改正
37. 平成 29 年 4 月 1 日全部改正 (社会福祉法人制度改革に伴う)
38. 平成 30 年 3 月 7 日一部改正
39. 平成 30 年 6 月 15 日一部改正
40. 平成 30 年 12 月 19 日一部改正
41. 令和元年 6 月 17 日一部改正
42. 令和 2 年 10 月 2 日一部改正